

桜門体育学会表彰規定

平成 28 年 1 月 24 日制定

【目的】

第 1 条 桜門体育学会は、体育学及びスポーツ科学の発展と体育・スポーツ実践の合理化に寄与する研究活動の推進および優れた研究者の育成のために、学会賞、奨励賞、学会大会賞を設ける。

【賞の種類と対象】

第 2 条 学会賞および奨励賞は、当該年度に学会機関誌「桜門体育学研究」に掲載された全ての論文を対象とする。最も優秀な論文一編に学会賞を、優秀な論文一編に奨励賞を授与する。

2. 奨励賞については、筆頭著者の年齢が当該年度末に 35 歳未満の論文に限る。

第 3 条 学会大会賞は、当該年度の学会大会において発表された研究を対象とする。優秀な研究発表若干件に学会大会賞を授与する。

【選考委員会及び選考方法】

第 4 条 学会賞および奨励賞を選考するために、学会賞選考委員会を設ける。

2. 学会賞選考委員会は、以下の委員を以て構成する。

- ①会長
- ②副会長
- ③理事長
- ④副理事長
- ⑤編集委員長
- ⑥研究委員長
- ⑦理事の中から会長によって学会賞選考委員に委嘱された者

3. 理事は、学会賞および奨励賞に値する論文各一編を、推薦理由を添えて学会賞選考委員会に推薦することができる。

4. 学会賞選考委員会は、編集委員長が会を招集し、統括する。

5. 学会賞選考委員会は、推薦に基づき学会賞および奨励賞候補論文の選考を行う。

6. 学会賞選考委員会は、第 4 条 5 項による結果を理事会に諮り、最終決定を行う。

第 5 条 学会大会賞は以下の方法で選考するため学会大会賞選考委員会を設ける。

2. 学会大会賞選考委員会は、以下の委員を以て構成する。

- ①会長
- ②副会長
- ③理事長
- ④副理事長
- ⑤学会大会実行委員長
- ⑥研究委員長
- ⑦理事の中から会長によって大会賞選考委員に委嘱された者

3. 学会大会賞選考委員会は、大会実行委員長が会を招集し、統括する。

4. 学会大会賞選考委員会は、学会大会の終了までに推薦された候補研究の中から、学会大会賞を決定する。

【受賞者】

第 6 条 表彰の対象者は、学会賞及び奨励賞は筆頭著者のみ、学会大会賞は筆頭発表者のみとする。

【表彰】

第7条 表彰は、学会大会において開催される総会で行う。受賞者には賞状及び副賞を授与する。

【本規定の改廃】

第8条 本規定の改廃及び、定められていないその他の事項は理事会で決定する。

附記

1. この規定は、平成28年1月24日より施行する。